

大津市指定給水装置工事事業者

◆指定申請のご案内◆

- 大津市内で給水装置工事を行うには、大津市指定給水装置工事事業者として指定を受ける必要があります。指定を受けるには、下記の手続きが必要になります。

【指定申請に必要な書類】

個人	法人	提出書類等	注意事項
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)	表面と裏面があります。 (両面とも記入のこと。)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具調書(別表)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	写真(A4紙で作成すること。)	機械器具調書の機械器具類を各 1枚ずつとること。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書(様式第2)	
	<input type="radio"/>	定款の写し	直近のもの。 定款の末尾に日付と「上記は当 社の定款に相違ありません。」 と記載し、併せて社名・代表者 名も記載すること。
	<input type="radio"/>	登記事項証明書(登記簿謄本)	発行日から3ヶ月以内の原本。 (コピー不可)
<input type="radio"/>		住民票の写し	発行日から3ヶ月以内の原本。 (コピー不可)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水装置工事主任技術者の免状の写し (A4)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者確認書	

【指定給水装置工事事業者の指定の要件】

- ① 国土交通省令で定める次の機械器具を有するものであること。
 - ・管の切断器具…金切りのご等
 - ・管の加工用具…やすり、パイプねじ切り器等
 - ・管の接合用具…トーチランプ、パイプレンチ等
 - ・水圧テストポンプ
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ・水道法第25条の11第1項の規程により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。

【裏面に続きます】

【申請受付期間及び指定日】

<新規申請の場合>

受付期間：随時受付（開庁日の午前9時から午後5時まで）

指 定 日：指定手数料の納入が確認できてからおおむね30日以内の1日または15日

<更新申請の場合>

受付期間：事業者ごとに郵送にて通知いたします。

指 定 日：指定の有効期間満了日の翌日付

【手数料について】

新規申請の場合（1件につき）：10,000円

更新申請の場合（1件につき）：8,000円

【指定の有効期間について】

指定の有効期間は指定日から5年間となります。有効期間満了後も、引き続き指定を受けようとするときには、指定の更新申請が必要です。期限内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

※給水装置工事事業者にて、有効期間の管理をお願いします。

【お問い合わせ先】

大津市企業局お客様設備課

（大津市役所 新館5階）

電 話：077-528-2605

FAX：077-521-8090